

現行計画（第 4 次）	次期計画（第 5 次）素案	備考
第Ⅰ章 総論 1 計画策定の趣旨 人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」であって、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。 本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人一人が安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。 21 世紀は「人権の世紀」といわれていますが、20 年を経過した今もなお、同和問題をはじめとする様々な人権侵害や不当な差別は存在しています。 また、社会経済情勢や時代の変化の中で多様化し、新たな人権問題も生じており、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちの実現がより一層求められています。 「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4 次）」は、平成18(2006)年度に策定した基本計画の理念を継承しつつ、国内外の動向や令和3(2021)年2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、本市の人権施策に関する最上位の計画として人権教育・啓発の指針となるものであり、市民、民間団体、企業等及び行政の共通の目標となります。 （1）計画の役割 ①人権・同和教育の推進と充実を図り、人権・同和問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりを目指す活動の指針とするものです。 ②市民一人一人が、それぞれの能力に応じて可能性を十分に発揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策の方向性と取組を明らかにするものです。 ③人権を尊重するまちづくりの方向性を示し、市民、民間団体、企業等及び行政の役割と協力関係の指針となるものです。 2 計画策定の背景 （1）国際的な動き 20 世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和を目指し昭和20(1945)年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23(1948)年の第3 回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この	第Ⅰ章 総論 1 計画策定の趣旨 人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」であって、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。 本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人ひとりが安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。 21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、20年を経過した今もなお、同和問題をはじめとする様々な人権侵害や不当な差別は存在しています。 また、社会経済情勢や時代の変化の中で多様化し、新たな人権問題も生じており、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちの実現がより一層求められています。 「<u>浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）</u>」は、平成23(2011)年度に策定した「基本計画」の理念を継承しつつ、国内外の動向や令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、本市の人権施策に関する最上位の計画として人権教育・啓発の指針として策定するものです。 （1）計画の役割 ①人権・同和教育の推進と充実を図り、人権・同和問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりを目指す活動の指針とするものです。 ②市民一人一人が、それぞれの能力に応じて可能性を十分に発揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策の方向性と取組を明らかにするものです。 ③人権を尊重するまちづくりの方向性を示し、市民、民間団体、企業等及び行政の役割と協力関係の指針となるものです。 2 計画策定の背景 （1）国際的な動き 20世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和をめざし昭和20(1945)年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23(1948)年の第3回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この	* 今回が 5 次計画 * 最新の調査日に変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。 そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和40(1965)年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、昭和41(1966)年の「国際人権規約」、昭和54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、平成元(1989)年の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、平成18(2006)年の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。 また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和43(1968)年、「国際婦人年」昭和50(1975)年、「国際児童年」昭和54(1979)年、「国際障害者年」昭和56(1981)年などを定めました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の10年」昭和51(1976～)年、「国連障害者の10年」昭和58(1983～)年などの取組も展開しました。 しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など生命の危険まで生じている現状がありました。 その後も人権に関する様々な取組が国連において行われ、平成6(1994)年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的とした「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育の10年」とすることが決議され、「人権教育のための国連10年」平成7(1995～)年として、人権という普遍文化の構築を目指し取り組みました。 その後、この計画終了後の取組を進めるために平成16(2004)年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され、翌平成17(2005)年から5年毎の「フェーズ（段階）行動計画」に基づいた取組が展開されています。第1フェーズ行動計画（2005～2009年）のテーマは「初等中等教育」、第2フェーズ行動計画（2010～2014年）のテーマは「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第3フェーズ行動計画（2015～2019年）では第1及び第2フェーズの履行に係る努力の強化をすると同時に「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとした取組が行われ、現在は第4フェーズ行動計画（2020～2024年）として「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が進められています。 平成27(2015)年9月の国連サミットでは、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指し、17のゴールと169のターゲットから構成された「持続可能な開発目標（SDGs）」が2030年までの国際目標として採択されました。 （2）国の動き 国においては、昭和22(1947)年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の	「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。 そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和40(1965)年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、昭和41(1966)年の「国際人権規約」、昭和54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、平成元(1989)年の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、平成18(2006)年の「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。 また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和43(1968)年、「国際婦人年」昭和50(1975)年、「国際児童年」昭和54(1979)年、「国際障害者年」昭和56(1981)年などを定めました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の10年」昭和51(1976～)年、「国連障害者の10年」昭和58(1983～)年などの取組も展開しました。 しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など生命の危険まで生じている現状がありました。 その後も人権に関する様々な取組が国連において行われ、平成6(1994)年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的とした「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育の10年」とすることが決議され、「人権教育のための国連10年」平成7(1995～)年として、人権という普遍文化の構築を目指し取り組みました。 その後、この計画終了後の取組を進めるために平成16(2004)年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され、翌平成17(2005)年から5年毎の「フェーズ（段階）行動計画」に基づいた取組が展開されています。第1フェーズ行動計画（2005～2009年）のテーマは「初等中等教育」、第2フェーズ行動計画（2010～2014年）のテーマは「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第3フェーズ行動計画（2015～2019年）では第1及び第2フェーズの履行に係る努力の強化をすると同時に「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとした取組が行われ、<u>第4フェーズ行動計画（2020～2024年）では「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が進められました。現在は第5フェーズ行動計画（2025～2029）として、重点領域を若者と子どもとし、人権とデジタルテクノロジー、環境、気候変動およびジェンダー平等に焦点を当てた取組が進められています。</u> 平成27(2015)年9月の国連サミットでは、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指し、17のゴールと169のターゲットから構成された「持続可能な開発目標（SDGs）」が2030年までの国際目標として採択されました。 （2）国の動き 国においては、昭和22(1947)年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の	＊第5次フェーズ開始により変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
下、各種の人権課題に取り組みました。昭和31(1956)年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」を昭和54(1979)年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」に平成7(1995)年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を昭和60(1985)年に締結、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を平成6(1994)年に批准、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を平成26(2014)年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取組を展開しました。 また、我が国固有の人権問題である同和問題について、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進め、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し取組を展開しました。この計画では、人権という普遍文化の創造を目指して、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者などの問題を重要な課題ととらえ、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標にしました。平成8(1996)年12月には「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。 そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示しました。これに基づいて、平成14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。	下、各種の人権課題に取り組みました。昭和31(1956)年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」昭和54(1979)年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」平成7(1995)年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」昭和60(1985)年に締結、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」平成6(1994)年に批准、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を平成26(2014)年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取組を展開しました。 また、我が国固有の人権問題である同和問題について、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進め、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し取組が展開されました。この計画では、人権という普遍文化の創造をめざして、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者などの問題を重要な課題ととらえ、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標にしています。平成8(1996)年12月には「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。 そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示されています。これに基づいて、平成14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。<u>その後、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、令和7年6月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定しました。</u> 21世紀を「人権の世紀」にふさわしいものとするために、「男女共同参画社会基本法」平成11(1999)年、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」平成12(2000)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」平成13(2001)年、「犯罪被害者等基本法」平成16(2004)年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」平成17(2005)年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」平成17(2005)年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」平成23(2011)年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」平成25(2013)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）平成25(2013)年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」平成28(2016)年、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成28(2016)年など個別の関係法令を制定し、様々な取組が進められています。	* 第二次計画策定により変更
（3）県の動き 県においては、様々な人権問題について、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題解決に向け取り組んでいます。	（3）県の動き 県においては、様々な人権問題について、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題解決に向け取り組んでいます。	* 新しい人権に関する法令制定により変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
平成10(1998)年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌平成11(1999)年には、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。 そして、国の動きを踏まえ、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定しました。 また、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図り、人権教育の内容や方法を具体化していくために「人権教育指導資料」を作成しました。それまでは同和教育として、同和問題以外の人権問題も各教育現場で実際に扱われ、同和教育という名称の中で、幅広く様々な人権問題に関する教育が実践されていました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進するよう取り組みました。 しかしながら、女性への暴力や児童・高齢者の虐待などへの対応の強化が求められ、社会環境の進展などによる人権侵害など新たな課題が生じるとともに、人権施策に関する法律・条例等の制定や改正が行われ、基本方針策定後の人権施策を取り巻く状況は大きく変わりました。 平成15(2003)年に人権啓発推進センターを県庁内に、平成18(2006)年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。 その後、人権を巡る社会情勢の変化や法律の制定等を踏まえ、平成20(2008)年に基本方針の第一次改定を、平成31(2019)年に第二次改定を行い、人権施策の一層の推進を図るとともに、様々な人権課題の解決に向け取り組んでいます。 （４）本市における取組 平成17(2005)年10月1日、浜田市と那賀郡の4つの町村が合併し、新浜田市が誕生しました。合併以前から各市町村においては、昭和55(1980)年度以降、「同和教育推進協議会（旧浜田市では、平成15(2003)年度より人権・同和教育推進協議会）」を組織し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し学習の機会の拡充を図ってきました。 市町村合併で導入された自治区制度により、各自治区には「自治区人権・同和教育推進協議会」を設け、更に市全体の連絡・調整を行う「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」を設置し、地域の実態に合せた人権・同和教育の推進・充実を進めました。令和3(2021)年に自治区制度は廃止しましたが、引き続き旧自治区単位に人権・同和教育推進協議会を設置し、人権・同和教育の推進に取り組んでいます。 また、合併時に策定した「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として位置づけ、平成18(2006)年度には「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」をスローガンに、一人一人が大切にされるまちづくりのため「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し人権施策を推進しました。 平成20(2008)年度には、「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁を一つの契機として、	平成10(1998)年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌平成11(1999)年には、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。 そして、国の動きを踏まえ、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定しました。 また、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図り、人権教育の内容や方法を具体化していくために「人権教育指導資料」を作成しました。それまでは同和教育として、同和問題以外の人権問題も各教育現場で実際に扱われ、同和教育という名称の中で、幅広く様々な人権問題に関する教育が実践されていました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進するよう取り組みました。 しかしながら、女性への暴力や児童・高齢者の虐待などへの対応の強化が求められ、社会環境の進展などによる人権侵害など新たな課題が生じるとともに、人権施策に関する法律・条例等の制定や改正が行われ、基本方針策定後の人権施策を取巻く状況は大きく変わりました。 平成15(2003)年に人権啓発推進センターを県庁内に、平成18(2006)年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。 その後、人権を巡る社会情勢の変化や法律の制定等を踏まえ、平成20(2008)年に基本方針の第一次改定を、平成31(2019)年に第二次改定を行い、人権施策の一層の推進を図るとともに、様々な人権課題の解決に向け取り組んでいます。 （４）本市における取組 平成17(2005)年10月1日、浜田市と那賀郡の4つの町村が合併し、新浜田市が誕生しました。合併以前から各市町村においては、昭和55(1980)年度以降、「同和教育推進協議会（旧浜田市では、平成15(2003)年度より人権・同和教育推進協議会）」を組織し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し学習の機会の拡充を図ってきました。 市町村合併で導入された自治区制度により、各自治区には「自治区人権・同和教育推進協議会」を設け、更に市全体の連絡・調整を行う「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」を設置し、地域の実態に合せた人権・同和教育の推進・充実を進めました。令和3(2021)年に自治区制度は廃止しましたが、引き続き旧自治区単位に人権・同和教育推進協議会を設置し、人権・同和教育の推進に取り組んでいます。 また、合併時に策定した「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として位置づけ、平成18(2006)年度には「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」をスローガンに、一人一人が大切にされるまちづくりのための「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し人権施策を推進しました。 平成20(2008)年度には、「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁を一つの契機として、	

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
「浜田市人権尊重都市宣言」を制定し、その理念を市民へ浸透させるため「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」を開催しました。その後は隔年で開催し、人権意識の高揚を図っています。 また、平成21(2009)年度には、児童生徒が主体的に関わり、人権に対する思いや願いを共有するため、学校ごとに定めた人権宣言を「学校（児童・生徒）版人権宣言集」としてまとめ、実践化・行動化に向けた取組として活用しています。 その他にも、人権作品コンクール（作文、ポスター、標語）の実施や、人権・同和問題の解決に向けて活動している市民グループや人権・同和問題に取り組む団体への支援を行うなど、人権・同和問題に関する理解を深めるとともに、地域全体の人権意識高揚につながるよう取り組んでいます。 しかしながら、依然として様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題が生じています。平成23(2011)年度と平成27(2015)年度に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」の改定を行い、人権を取り巻く環境の変化や多様化・複雑化する人権課題に対応し、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。	「浜田市人権尊重都市宣言」を制定し、その理念を市民へ浸透させるため「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」を開催しました。その後は隔年で開催し、人権意識の高揚を図っています。 また、平成21(2009)年度には、児童生徒が主体的に関わり、人権に対する思いや願いを共有するため、学校ごとに定めた人権宣言を「学校（児童・生徒）版人権宣言集」としてまとめ、実践化・行動化に向けた取組として活用しています。 その他にも、人権作品コンクール（作文、ポスター、標語）の実施や、人権・同和問題の解決に向けて活動している市民グループや人権・同和問題に取り組む団体への支援を行うなど、人権・同和問題に関する理解を深めるとともに、地域全体の人権意識高揚につながるよう取り組んでいます。 しかしながら、依然として様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題が生じています。平成23(2011)年度と平成27(2015)年度、<u>令和3(2021)年度に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」の改定を行うとともに、令和5（2023）年には、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的として、島根県下で2番目となる条例「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、人権を尊重するまちづくりを進めるための基本となる考え方や、市・市民・事業者の責務を定め、人権を取巻く環境の変化や多様化・複雑化する人権課題に対応し、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。</u>	＊前回改定と条例の制定を内容に反映
3 計画の基本的な考え方 （１）計画の性格 この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するもので、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保ち、本市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針となるものです。 （２）計画の期間 計画期間は、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保つために、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4か年とします。 （３）計画の基本理念 人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、様々な場面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。 また、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。そのため、自分とは異なるものを特別視したり排除しようとする姿勢を改め、多様性を認め合うことが大切です。	3 計画の基本的な考え方 （１）計画の性格 この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条及び「<u>浜田市人権を尊重するまちづくり条例</u>」第9条の規定に基づき策定するもので、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保ち、本市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針となるものです。 （２）計画の期間 計画期間は、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保つために、<u>令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4か年とします。</u> （３）計画の基本理念 人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、様々な面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。 また、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。そのため、自分とは異なるものを特別視したり排除しようとする姿勢を改め、多様性を認め合うことが大切です。	＊根拠条例の追記 ＊文言削除 ＊文言削除及び計画期間の変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の構築に向けた取組を進めます。	一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の構築に向けた取組を進めます。	
第Ⅱ章 各論	第Ⅱ章 各論	
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動」をいい、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」とされています。	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動」をいい、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」とされています。	
「人権」という普遍的文化を構築するには、市民一人一人が自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度が求められます。	「人権」という普遍的文化を構築するには、市民一人ひとりが自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度が求められます。	
そのため、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。	そのため、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。	
学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の醸成に努めます。	学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の醸成に努めます。	
家庭・地域・職場においては、日常生活上の様々な人権問題に気づくことから進め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分はもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めます。	家庭・職場・地域においては、日常生活上の様々な人権問題に気づくことから進め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分はもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めます。	
また、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組むとともに、本市全体における人権尊重の理念の普及と人権尊重のまちづくりを一層推進し、市民一人一人の意識の向上のため、条例の制定についても検討します。	また、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組むとともに、本市全体における人権尊重の理念の普及と人権尊重のまちづくりを一層推進し、<u>市民一人一人の意識の向上に努めます。</u>	* 条例施行により変更
（1）学校等における取組	（1） 学校等における取組	
①人権尊重の精神を基底に据えた教育活動	①人権尊重の精神を基底に据えた教育活動	
人権尊重の精神をすべての教育の基底に置き、一人一人の人格や個性の違いを互いに認め、自尊感情を高め合う教育を推進します。	人権尊重の精神をすべての教育の基底に置き、一人一人の人格や個性の違いを互いに認め、自尊感情を高め合う教育を推進します。	
②発達段階に応じた人権教育	②発達段階に応じた人権教育	
保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子どもたちが自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるよう、	保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子どもたちが自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるよう、	

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
発達段階に応じた人権教育に取り組みます。 ③地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進 地域ぐるみで感性豊かな子どもたちを育むため、学校・家庭・地域及び関係団体等と連携し、一定規模の校区を単位とした人権研修等を行い、人権意識の高揚に努めます。 （２）家庭・地域・職場における取組 ①家庭における取組 家庭は、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、子どもの人格形成の基礎を培う最も重要な最小単位の社会です。人権教育に有用な情報の提供、相談体制の充実を図り、家庭における人権教育の充実に努めます。 ②まちづくりセンターにおける取組 協働のまちづくり並びに社会教育及び生涯学習の拠点となる役割を持つまちづくりセンターにおいて、地域住民に身近な施設での人権教育・啓発に取り組みます。 ③企業等における取組 企業等における人権尊重の取組としては、公正な採用や配置、昇進など人事制度の適切な運用、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、外国人労働者（外国人技能実習生等）に対する人権侵害の防止などが挙げられますが、近年では、男女共同参画社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、障がい者や高齢者の雇用促進など、社会的責任も求められています。企業等における自主的な取組を促進するため、職場内研修等への講師派遣や人権に関する情報提供に努めます。 （３）職員等の人権意識向上への取組 ①職員の人権意識の向上 行政に携わる職員は、公務員としての自覚と使命感をもち、高い人権意識を持って職務を遂行することが強く求められています。そのために、職員一人一人が豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう様々な人権課題の研修に取り組みます。 ②教職員等の人権意識の向上 教職員や保育士等の人権意識の高揚と指導力の向上を目指し、効果的な研修の実施に努めます。 ③保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上 保健・福祉・医療・消防関係職員は、人の生命や健康、生活を守るという大変重要な役割を担っています。職務内容によっては、きめ細かな人権感覚が必要となるため、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう人権意識の高揚に努めます。 （４）関係機関等との連携 ①国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携	発達段階に応じた人権教育に取り組みます。 ③地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進 地域ぐるみで感性豊かな子どもたちを育むため、学校・家庭・地域及び関係団体等と連携し、一定規模の校区を単位とした人権研修等を行い、人権意識の高揚に努めます。 （２） 家庭・職場・地域における取組 ①家庭における取組 家庭は、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、子どもの人格形成の基礎を培う最も重要な最小単位の社会です。人権教育に有用な情報の提供、相談体制の充実を図り、家庭における人権教育の充実に努めます。 ②まちづくりセンターにおける取組 協働のまちづくり並びに社会教育及び生涯学習の拠点となる役割を持つまちづくりセンターにおいて、地域住民に身近な施設での人権教育・啓発に取り組みます。 ③企業等における取組 企業等における人権尊重の取組としては、公正な採用や配置、昇進など人事制度の適切な運用、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、外国人労働者（外国人技能実習生等）に対する人権侵害の防止などが挙げられますが、近年では、男女共同参画社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、障がい者や高齢者の雇用促進など、社会的責任も求められています。企業等における自主的な取組を促進するため、職場内研修等への講師派遣や人権に関する情報提供に努めます。 （３） 職員等の人権意識向上への取組 ①市職員の人権意識の向上 行政に携わる職員は、公務員としての自覚と使命感をもち、高い人権意識を持って職務を遂行することが強く求められています。そのために、職員一人一人が豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう様々な人権課題の研修に取り組みます。 ②教職員等の人権意識の向上 教職員や保育士等の人権意識の高揚と指導力の向上を目指し、効果的な研修の実施に努めます。 ③保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上 保健・福祉・医療・消防関係職員は、人の生命や健康、生活を守るという大変重要な役割を担っています。職務内容によっては、きめ細かな人権感覚が必要となるため、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう人権意識の高揚に努めます。 （４） 関係機関等との連携 ①国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携	＊市職員としての記述に変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国や県と役割に応じた協力や連携が重要です。松江地方法務局浜田支局、島根県西部人権啓発推進センターや人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化し、人権週間に合わせた取組や人権擁護委員による人権相談窓口の設置、人権の花運動などの人権教育・啓発活動を推進します。また、地域の実情を把握している民生児童委員との連携にも努めます。 ②まちづくりセンター、学校、PTAとの連携 まちづくりセンターや学校等を拠点として、人権に関する多様な学習機会の場を確保し、人権問題を単に知識としてだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に協力・連携して取り組みます。 ③民間団体、企業、自主学習グループとの連携 人権問題の解決を目指す民間団体や企業、自主的な学習グループなどと連携し、効果的な人権教育・啓発が実施できるよう研修支援や情報提供に努めます。	人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国や県と役割に応じた協力や連携が重要です。松江地方法務局浜田支局、島根県西部人権啓発推進センターや人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化し、人権週間に合わせた取組や人権擁護委員による人権相談窓口の設置、人権の花運動などの人権教育・啓発活動を推進します。また、地域の実情を把握している民生児童委員との連携にも努めます。 ②まちづくりセンター、学校、PTAとの連携 まちづくりセンターや学校を拠点として、人権に関する多様な学習機会の場を確保し、人権問題を単に知識としてだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に協力・連携して取り組みます。 ③民間団体、企業、自主学習グループとの連携 人権問題の解決をめざす民間団体や企業、自主的な学習グループなどと連携し、効果的な人権教育・啓発が実施できるよう研修支援や情報提供に努めます。	
2 各人権課題に対する取組	2 各人権課題に対する取組	
（1）同和問題	（1）同和問題	
〔現状と課題〕 我が国固有の人権問題である同和問題は、昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」から50年以上が経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書等の差別事象が後を絶たない状況にあります。 「同和对策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。これを受けて昭和44(1969)年から施行された「同和对策事業特別措置法」、昭和57(1982)年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和62(1987)年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、33年間にわたって同和对策事業が実施されました。平成14(2002)年3月末をもって特別法に基づく同和对策事業は終了し、一般対策へと移行されました。 これらの事業により、環境改善を中心とする物的事業については、目的に沿って一定の成果は見られましたが、心理的差別の解消などは引き続き課題として残っています。 平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものである」と国の認識を明らかにし、国及び地方公共団体の責務が規定されました。 同和問題の解決に向けて、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論を構築することが必要です。また、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、一人一人が尊重される社会の実現を目指さなければなりません。	〔現状と課題〕 我が国固有の人権問題である同和問題は、昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」から60年が経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書等の差別事象が後を絶たない状況にあります。 「同和对策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。これを受けて昭和44(1969)年から施行された「同和对策事業特別措置法」、昭和57(1982)年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和62(1987)年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、33年間にわたって同和对策事業が実施されました。平成14(2002)年3月末をもって特別法に基づく同和对策事業は終了し、一般対策へと移行されました。 これらの事業により、環境改善を中心とする物的事業については、目的に沿って一定の成果は見られましたが、心理的差別の解消などは引き続き課題として残っています。 平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものである」と国の認識を明らかにし、国及び地方公共団体の責務が規定されました。 同和問題の解決に向けて、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論を構築することが必要です。また、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指さなければなりません。	*経過年数が変更

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
また、「えせ同和行為」＊など同和問題解決の妨げとなるものについても、関係機関と連携し、根絶しなければなりません。 ＊えせ同和行為 同和問題を口実にして、個人や企業、行政機関などに対し、高額な図書の購入など、不当な利益や義務のないことを求める行為。同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、問題解決の大きな阻害要因となる。 【施策の方向性と取組】 「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、日本固有の差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、その歴史や差別の実態を十分認識し、差別意識の解消のための取組を進めます。 ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進 すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育と差別を許さない集団づくりに努めます。各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。 地域ごとの人権・同和教育推進協議会や市全体の人権・同和教育推進連絡協議会が主催する講演会等の開催を支援し、市民の人権意識の高揚を図ります。 結婚差別につながる身元調査について、住民票の写し等の不正取得や個人の権利の侵害を防ぐため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知に努めます。 ②児童生徒の進路保障、就労問題への取組 進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に寄り添い、夢と希望が実現できるよう支援をしていきます。子どもたちが、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、さらに、進学や就職などの選択において希望する進路に進めるようにするため、強い意志を持って自分自身の進路をたくましく切り拓いていこうとする姿勢や能力を身につけていくよう、取組を進めます。 また、就学援助のための適切な情報提供に努め、奨学金や各種制度の広報等による周知や活用促進を図ります。 就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考がなされるよう、市内事業所への人権研修の要請、講師派遣等の支援、啓発に努めます。 ③まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化 まちづくりセンターは、地域の住民にとって学習の活動拠点として重要な役割を果たしています。まちづくりセンターで開催される人権・同和問題研修について、講師派遣等の支援を行い、地域住民の人権意識の向上に努めます。 また、まちづくりセンター職員に対し、関係機関が主催する人権・同和教育研修等への参加を促し、社会教育推進の指導者としての資質を高め、差別問題の解消に意欲的に取り組む実践力の向上を図ります。	また、「えせ同和行為」＊など同和問題解決の妨げとなるものについても、関係機関と連携し、根絶しなければなりません。 ＊えせ同和行為 同和問題を口実にして、個人や企業、行政機関などに対し、高額な図書の購入など、不当な利益や義務のないことを求める行為。同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、問題解決の大きな阻害要因となる。 【施策の方向性と取組】 「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、日本固有の差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、その歴史や差別の実態を十分認識し、差別意識の解消のための取組を進めます。 ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進 すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育と差別を許さない集団づくりに努めます。各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。 地域ごとの人権・同和教育推進協議会や市全体の人権・同和教育推進連絡協議会が主催する講演会等の開催を支援し、市民の人権意識の高揚を図ります。 結婚差別につながる身元調査について、住民票の写し等の不正取得や個人の権利の侵害を防ぐため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知に努めます。 ②児童生徒の進路保障、就労問題への取組 進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に寄り添い、夢と希望が実現できるよう支援をしていきます。子どもたちが、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、さらに、進学や就職などの選択において希望する進路に進めるようにするため、強い意志を持って自分自身の進路をたくましく切り拓いていこうとする姿勢や能力を身につけていくよう、取組を進めます。 また、就学援助のための適切な情報提供に努め、奨学金や各種制度の広報等による周知や活用促進を図ります。 就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考がなされるよう、市内事業所への人権研修の要請、講師派遣等の支援、啓発に努めます。 ③まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化 まちづくりセンターは、地域の住民にとって学習の活動拠点として重要な役割を果たしています。まちづくりセンターで開催される人権・同和問題研修について、講師派遣等の支援を行い、地域住民の人権意識の向上に努めます。 また、まちづくりセンター職員に対し、関係機関が主催する人権・同和教育研修等への参加を促し、<u>社会教育及び生涯学習の拠点となるまちづくりセンターの職員社会教育推進の指導者としての資質を高め、差別問題の解消に意欲的に取り組む実践力の向上を図</u>	＊まちづくりセンター職員の職責を踏まえた表現に修正

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
④集会所活動への支援及び相談機能の充実 地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業に努めます。 また、地域に密着した生活相談員の活動を支援し、地域の実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努めます。	ります。 ④集会所活動への支援及び相談機能の充実 地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業に努めます。 また、地域に密着した生活相談員の活動を支援し、地域の実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努めます。	
（２）女 性	（２）女 性	
〔現状と課題〕 平成11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、第2 条において「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。 本市が令和2(2020)年12 月に実施した男女共同参画に関する市民の意識・実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと思う」と回答した方は16.1%であり、平成26(2014)年度調査の32.6%から大きく減少しています。性別役割等についての固定観念が薄まっている傾向が見受けられます。 その反面、本市が令和3(2021)年2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「男女の固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など）がある」と回答した方が49.8%あり、社会慣習の中に残る固定的性別役割分担意識が男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっていることが伺えます。 また、配偶者や交際相手に対するDV*（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV*、性犯罪、ストーカー行為*、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関する嫌がらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。	〔現状と課題〕 平成11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、第2条において「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。 本市が令和2(2020)年12月に実施した男女共同参画に関する市民の意識・実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと思う」と回答した方は16.1%であり、平成26(2014)年度調査の32.6%から大きく減少しています。性別役割等についての固定観念が薄まっている傾向が見受けられます。 その反面、本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「男女の固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など）がある」と回答した方が49.8%あり、社会慣習の中に残る固定的性別役割分担意識が男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっていることが伺えます。 また、配偶者や交際相手に対するDV*（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV*、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関する嫌がらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。<u>この他にも、政治分野を含めた意思決定場面における女性の参画率の問題や、男女の賃金格差、貧困など女性を取り巻く様々な課題が提起されています。</u> 本市では、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画社会を実現するための指針となる「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しており、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本市におけるDV防止の基本計画を含んだ計画としています。 社会の構成員の半数を占める女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、調和のとれた社会環境づくりが必要です。	*国レベルで課題として提起されているため追記
*DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者など密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。	*DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者など密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。<u>なお、男性が被害者となるケースもある。</u>	*DVは男女を問わない問題のため変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
＊デートＤＶ 交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。 ＊ストーカー行為 同一の者に対し、つきまとい等（恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、面会を要求、連続して電話や電子メールを送信することなど）を反復すること。 〔施策の方向性と取組〕 ①男女共同参画の理解促進 「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりを是正し、男女共同参画社会に対する正しい認識を促すため、あらゆる機会を捉えて教育と啓発活動を推進します。 ②女性に対する暴力の根絶 ＤＶ・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進します。また、関係機関との連携を強化し、ＤＶ等の被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行います。 ③政策・方針決定への女性の参画の推進 政策・方針決定過程において男女双方の視点や意見を反映するため、各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用を図ります。 ④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進 男女それぞれが仕事と家庭生活を両立させ、良好な生活環境を構築できるよう、保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動等を推進します。 （３）子ども 〔現状と課題〕 子どもたちは、21世紀を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、すべての大人の願いです。 子どもたちには、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）*などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。 本市が令和3(2021)年2月に実施した市民意識調査において、「子どもの人権について特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「いじめを見て見ぬふりをする」と回答した方が55.9%、「暴力や仲間はずれ、無視などのいじめがあること」と回答した方が55.5%あったほか、「インターネットやSNSでの嫌がらせ」や「親による暴力や育児放棄などの虐待」も約4割の方が問題であると回答されています。	＊デートＤＶ 交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。 ＊ストーカー行為 同一の者に対し、つきまとい等（恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、面会を要求、連続して電話や電子メールを送信することなど）を反復すること。 〔施策の方向性と取組〕 ①男女共同参画社会への理解促進 「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりを是正し、男女共同参画社会に対する正しい認識を促すため、あらゆる機会を捉えて教育と啓発活動を推進します。 ②女性に対する暴力の根絶 ＤＶ・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進します。また、関係機関との連携を強化し、ＤＶ等の被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行います。<u>なお、男性が被害者となった場合も同様に対応します。</u> ③政策・方針決定への女性の参画の推進 政策・方針決定過程において男女双方の視点や意見を反映するため、各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用を図ります。 ④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進 男女それぞれが仕事と家庭生活を両立させ、良好な生活環境を構築できるよう、保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動等を推進します。 （３）子ども 〔現状と課題〕 子どもたちは、21世紀を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、すべての大人の願いです。 子どもたちには、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）*、<u>「こども基本法」などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。</u> 本市が<u>令和7(2025)年2月に実施した市民意識調査</u>において、「子どもの人権について特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「<u>暴力やインターネット・SNSでの嫌がらせ、仲間はずれ、無視などのいじめがあること</u>」と回答した方が67.4%、「<u>いじめを見て見ぬふりをする</u>こと」と回答した方が56.6%、「<u>こどもを成績や学歴だけで判断すること</u>」と回答した方が50.5%と高い関心を示されました。また、「<u>家庭環境や経済状況等が理由でこどもの生活や進学、就職に支障があること</u>」「<u>大人による暴力や育児放棄などの虐待があること</u>」も4割以上の方が問題であると回答されています。	＊ＤＶは男女を問わない問題のため変更 ＊こども基本法施行による変更 ＊最新の市民意識調査の結果を反映

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、子どもの権利を大切に取る取組を推進します。 ③いじめ・不登校問題への取組 平成26 年12 月には「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止対策推進条例」を制定しました。この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向け、指導相談機能の充実を図ります。 ④乳幼児や児童への虐待防止の取組 虐待が発生する背景には、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境の多様化などが複雑に絡み合っています。妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み、リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、児童相談所はじめ関係機関や地域と連携し、迅速かつ適切に対応します。 子育てを社会全体の問題として認識し、虐待への関心を高めるため早期発見と予防についての広報・啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。 児童福祉施設等に入所している子どもについても、家庭と同じような環境の中で育つよう、施設の職員に対する研修を支援し、連携に努めます。 ⑤子どもの貧困対策への取組の推進 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や相談体制の充実を図ります。 ⑥子どもの健全育成に向けての取組 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、メディアとの接触時間を含めた基本的な生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。 インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術が急速に普及し、インターネット上での有害な情報の拡散や犯罪被害が問題となっています。インターネット等の利用について、生活習慣、人権尊重、情報モラルの視点から正しい知識と態度が育つよう、学校や家庭における教育や啓発に取り組めます。 ⑦相談体制の充実 児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動など生徒指導上の諸問題に対して、教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による相談・支援体制の充実を図り、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。 心理的、環境的その他の要因によって不登校の状態にある児童生徒に対しては、教育支援センター「山びこ学級」において、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。	次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、<u>「こども基本法」の趣旨に則り子どもの権利擁護を推進する取組を行います。</u> ③いじめ・不登校問題への取組 平成26年12月には「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止対策推進条例」を制定しました。この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向け、指導相談機能の充実を図ります。 ④乳幼児や児童への虐待防止の取組 虐待が発生する背景には、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境の多様化などが複雑に絡み合っています。妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み、リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、児童相談所はじめ関係機関や地域と連携し、迅速かつ適切に対応します。 子育てを社会全体の問題として認識し、虐待への関心を高めるため早期発見と予防についての広報・啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。 児童福祉施設等に入所している子どもについても、家庭と同じような環境の中で育つよう、施設の職員に対する研修を支援し、連携に努めます。 ⑤子どもの貧困対策への取組の推進 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や相談体制の充実を図ります。 ⑥子どもの健全育成に向けての取組 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、メディアとの接触時間を含めた基本的な生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。 インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術が急速に普及し、インターネット上での有害な情報の拡散や犯罪被害が問題となっています。インターネット等の利用について、生活習慣、人権尊重、情報モラルの視点から正しい知識と態度が育つよう、学校や家庭における教育や啓発に取り組めます。 ⑦相談体制の充実 児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動など生徒指導上の諸問題に対して、教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による相談・支援体制の充実を図り、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。 心理的、環境的その他の要因によって不登校の状態にある児童生徒に対しては、教育支援センター「山びこ学級」において、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。	による変更 ＊こども基本法施行による変更

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
また、平成18(2006)年度から松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会が実施する「子どもの人権ＳＯＳミニレター」等の相談ツールや相談窓口の周知を図ります。 （４）高齢者 〔現状と課題〕 我が国の高齢化は急速に進行し、令和2 年国勢調査(令和2(2020)年10 月1 日現在)における65 歳以上の高齢化率は28.6%となっています。 本市では、令和3(2021)年4 月1 日現在、高齢化率が37.3%となっており、地区によっては、60%を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。 平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されましたが、高齢者に対する身体的・精神的虐待はあとを絶たず、このほかにも高齢者の人権に関する問題は、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などがあげられます。 また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳にかかわる問題となっていくような場合もあります。 高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人一人が高齢者への理解を深めるとともに、互いに支え合う心を育てることが必要です。 〔施策の方向性と取組〕 ①福祉教育、啓発活動の推進 一人一人が、健康でいきいきとした生活を送るためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等に対する他者理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進します。 高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、生涯現役で積極的に社会と関わり、生きがいを持って生活できる長寿社会について、市民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。 ②就労・生きがい対策の推進 高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援します。また、世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。 ③地域包括ケアの推進	また、平成18(2006)年度から松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会が実施する「子どもの人権ＳＯＳミニレター」、<u>こども家庭庁が実施する相談窓口、文部科学省が実施する「こどものＳＯＳの相談窓口」</u>等の相談ツールや相談窓口の周知を図ります。 （４）高齢者 〔現状と課題〕 我が国の高齢化は急速に進行し、<u>「令和6年版高齢社会白書」</u>において令和5年10月1日現在の高齢化率は29.1%となっています。 本市では、<u>令和7(2025)年4月1日現在</u>、高齢化率が<u>38.8%</u>となっており、地区によっては、60%を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。 平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されましたが、高齢者に対する身体的・精神的虐待はあとを絶たず、このほかにも高齢者の人権に関する問題は、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などがあげられます。<u>認知症に関しては、2025年には高齢者の5人に1人が認知症患者になると言われ、国でも令和6(2024)年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が施行され、認知症の人も含めた国民全体で共生社会を作ることが目指されています。</u> また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳にかかわる問題となっていくような場合もあります。 高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人一人が高齢者への理解を深めるとともに、互いに支え合う心を育てることが必要です。 〔施策の方向性と取組〕 ①福祉教育、啓発活動の推進 一人一人が、健康でいきいきとした生活を送るためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等に対する<u>他者</u>理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進します。 高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、生涯現役で積極的に社会と関わり、生きがいを持って生活できる長寿社会について、市民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。 ②就労・生きがい対策の推進 高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援します。また、世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。 ③地域包括ケアの推進	＊新たに始まった取組みを追記 ＊直近の数値を記載 ＊直近の数値を記載 ＊認知症基本法施行による変更 ＊文言削除

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
高齢者が、介護が必要な状態となっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。 ④認知症に対する理解と介護等施策の充実 認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取組を行うとともに、市民講座等の開催や各種広報媒体の活用により正しい知識と理解の普及に努めます。 また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実と、本人・家族の支援に結びつく医療と介護の連携強化を図ります。 ⑤権利擁護の推進 全国的に増加傾向にある高齢者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）に対し、虐待防止に関する研修の実施やケア会議等により事例の検討・検証を行い、「虐待の芽を摘む」体制の強化を図ります。 さらに、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。 （５）障がいのある人 【現状と課題】 平成18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）*は、21 世紀で最初につくられた人権条約であり、我が国は平成26(2014)年に批准しました。 国においては、この条約の理念を踏まえ、平成23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。 その他、平成23(2011)年の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、平成24(2012)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定、平成25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進みました。平成28(2016)年4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする不当な差別の解消と障がいのある人への合理的配慮*などが求められています。 障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがな	高齢者が、介護が必要な状態となっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。 ④認知症に対する理解と介護等施策の充実 認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取組を行うとともに、市民講座等の開催や各種広報媒体の活用により正しい知識と理解の普及に努めます。 また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実と、本人・家族の支援に結びつく医療と介護の連携強化を図ります。 ⑤権利擁護の推進 全国的に増加傾向にある高齢者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）に対し、虐待防止に関する研修の実施やケア会議等により事例の検討・検証を行い、「虐待の芽を摘む」体制の強化を図ります。 さらに、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。 （５）障がいのある人 【現状と課題】 平成18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）*は、21世紀で最初につくられた人権条約であり、我が国は平成26(2014)年に批准しました。 国においては、この条約の理念を踏まえ、平成23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。 その他、平成23(2011)年の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、平成24(2012)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定、平成25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進みました。平成28(2016)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、<u>障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がいのある人への合理的配慮*</u>が求められるようになりました。さらに、令和6(2024)年からは、<u>すべての事業者に対して不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられています。</u> 障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがな	* 法律改正により義務化したことにより変更 * 平成 30 年に条例

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
により重要です。 ＊障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 平成18(2006)年の第61 回国連総会で採択され、日本は平成26(2014)年に批准した。この条約は、すべての障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや合理的配慮が提供されることを確保するための措置（第5 条）などを定めている。前文と50 条からなる本文で構成され、条約の全文（和訳）は巻末資料のとおり。 ＊合理的配慮 障がいのある人となない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。ただし、その実施に過重な負担がかかる場合には、合理的配慮を行わなくても差別にはならない。（知的障がい等により、本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。） 【施策の方向性と取組】 ①障がいに対する理解と差別解消の促進 誰もが心のバリア（障壁）を取り除き、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別の解消に向けた教育や啓発に取り組みます。また、“やさしくて温かい”共に生きる社会づくりを目指すため、「あいサポート運動」*や福祉教育等を浜田市社会福祉協議会と連携して推進します。 ②人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進 平成30(2018)年7 月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができまちづくり条例」に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリア等）のバリアフリー化（障壁の除去）や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。 また、障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実を図ります。 ③障がい者の社会参加と就労支援の取組 障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援事業や社会参加促進事業により、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。 また、障がいのある人の雇用を促進するため、企業に対する各種支援制度の周知・啓発と、障がい福祉サービスによる就労支援や相談・助言体制の充実を図るなど、障がい者雇用の機会の拡大に努めます。 ④権利擁護の推進 障がいを理由とした差別や障がい者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）を受けることなく、安心して地域で暮らせるように、成年後見	により重要です。<u>浜田市でも平成30(2018)年に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができまちづくり条例」を制定して障がい者問題の解決に取り組んでいます。</u> ＊障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 平成18(2006)年の第61 回国連総会で採択され、日本は平成26(2014)年に批准した。この条約は、すべての障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや合理的配慮が提供されることを確保するための措置（第5 条）などを定めている。前文と50 条からなる本文で構成され、条約の全文（和訳）は巻末資料のとおり。 ＊合理的配慮 障がいのある人となない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。ただし、その実施に過重な負担がかかる場合には、合理的配慮を行わなくても差別にはならない。（知的障がい等により、本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。） 【施策の方向性と取組】 ①障がいに対する理解の促進 誰もが心のバリア（障壁）を取り除き、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別の解消に向けた教育や啓発に取り組みます。また、“やさしくて温かい”共に生きる社会づくりを目指すため、「あいサポート運動」*や福祉教育等を浜田市社会福祉協議会と連携して推進します。 ②人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進 平成30(2018)年7 月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができまちづくり条例」に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリア等）のバリアフリー化（障壁の除去）や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。 また、障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実を図ります。 ③障がい者の社会参加と就労支援の取組 障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援事業や社会参加促進事業により、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。 また、障がいのある人の雇用を促進するため、企業に対する各種支援制度の周知・啓発と、障がい福祉サービスによる就労支援や相談・助言体制の充実を図るなど、障がい者雇用の機会の拡大に努めます。 ④権利擁護の推進 障がいを理由とした差別や障がい者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）を受けることなく、安心して地域で暮らせるように、成年後見	制定により変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
制度や、浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を図ります。 ＊あいサポート運動 地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになることを目的としており、様々な種別の障がいを知ることからはじめ、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解した上で、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動のこと。 ＊ユニバーサルデザイン 「普遍的な」、「全体の」、という言葉が示しているように、すべての人が等しく尊重される社会を目指し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用可能なように、最初から「まち」、「もの」、「サービス」、「制度」などを設計（デザイン）すること。 （6）外国人 〔現状と課題〕 令和3(2021)年4月1日現在、本市の人口52,145人のうち、外国人の数は643人で、市全体のおよそ100人に1人が外国人の方です。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した方が44.0%あり、次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」と回答した方が41.2%あったことからしても、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。 また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ*（差別をあおる憎悪表現）であるとして社会問題になっています。こうした中、ヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28(2016)年6月に施行されました。 ＊ヘイトスピーチ 特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。 〔施策の方向性と取組〕 ①差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進 外国人への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、	制度や、浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を図ります。 ＊あいサポート運動 地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになることを目的としており、様々な種別の障がいを知ることからはじめ、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解した上で、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動のこと。 ＊ユニバーサルデザイン 「普遍的な」、「全体の」、という言葉が示しているように、すべての人が等しく尊重される社会をめざし、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用可能なように、最初から「まち」、「もの」、「サービス」、「制度」などを設計（デザイン）すること。 （6）外国人 〔現状と課題〕 令和7(2025)年4月1日現在、本市の人口 <u>47,311人</u>のうち、外国人の数は <u>737人</u>で、市全体のおよそ <u>65人</u>に1人が外国人の方です。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。本市が<u>令和7(2025)年2月</u>に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した方が <u>43.7%</u>あり、次いで「<u>日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと</u>」と回答した方が <u>33.4%</u>、「<u>日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見があること</u>」と回答した方が <u>31.7%</u>あったことからしても、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。 また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ*（差別をあおる憎悪表現）であるとして社会問題になっています。こうした中、ヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28(2016)年6月に施行されました。 ＊ヘイトスピーチ 特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。 〔施策の方向性と取組〕 ①差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進 外国人への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、	＊最新の数値に変更 ＊最新の市民意識調査結果を反映

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
す。	<u>られるよう差別意識解消に向けた教育・啓発活動に努めます。</u>	記
（８）犯罪被害者とその家族	（８）犯罪被害者とその家族	
〔現状と課題〕 犯罪被害者とその家族は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的にも大きな影響を受ける場合が多いほか、一部のマスメディアや周囲の人々による無責任な言動による二次的被害で苦しめられることも少なくありません。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があり、ひとたび被害にあうと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。 平成17(2005)年4月には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。	〔現状と課題〕 犯罪被害者とその家族は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的にも大きな影響を受ける場合が多いほか、一部のマスメディアや周囲の人々による無責任な言動による二次的被害で苦しめられることも少なくありません。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があり、ひとたび被害にあうと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。 平成17(2005)年4月には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。	
〔施策の方向性と取組〕 ①犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進 犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発と、公益財団法人島根県サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談・支援機関の周知に努めます。	〔施策の方向性と取組〕 ①犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進 犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発と、公益財団法人島根県サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談・支援機関の周知に努めます。	
（９）刑を終えて出所した人等	（９）刑を終えて出所した人等	
〔現状と課題〕 刑を終えて出所した人等やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって困難な状況にあります。 刑を終えて出所した人等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。 平成28(2016)年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の再犯の防止と社会復帰に関する施策を講じることが定められました。新たな犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の円滑な社会復帰を支援するため、本市では令和3(2021)年度に「浜田市再犯防止推進計画」を策定することとしています。	〔現状と課題〕 刑を終えて出所した人等やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって困難な状況にあります。 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。 平成28(2016)年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の再犯の防止と社会復帰に関する施策を講じることが定められました。新たな犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の円滑な社会復帰を支援するため、本市では令和3(2021)年度に「浜田市再犯防止推進計画」を策定し、令和4年度から令和9年度の6か年に渡って、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて取組を進めています。	* 浜田市再犯防止推進計画策定により変更
〔施策の方向性と取組〕 ①啓発活動の推進 刑を終えて出所した人等やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関等と連	〔施策の方向性と取組〕 ①啓発活動の推進 刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関等と連	

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」の78.6％でした。 平成13(2001)年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定され、インターネット上で人権侵害が発生した場合にプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利が定められました。 インターネットの正しい利用の仕方やマナーを身につけ、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法等の理解と普及が求められています。 〔施策の方向性と取組〕 ①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止 インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進するとともに、定期的なモニタリングの実施による人権侵害の早期発見と法務局など関係機関との連携による削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。 ②情報モラルの教育の充実 インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行い、インターネットとの正しい関わり方や氾濫する情報の中から正しい情報を活用できる能力の育成・向上に努めます。 （11）性の多様性（性的指向、性自認等） 〔現状と課題〕 私たちはこれまで、性は「男性」と「女性」だけであり、異性を好きになることが当たり前と認識されていましたが、近年では性の多様性に対する理解も進みつつあり、ＬＧＢＴやＬＧＢＴｓ、ＬＧＢＴＱ＋という言葉を目にする機会も増えました。 また、多様な性の構成要素を表す言葉として、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の英語の頭文字をとって「ＳＯＧＩ」（ソジ又はソギ）という言葉が使われるようになってきました。 「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向いているかを示す概念です。性の指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象が異性でなく、同性や両性を対象とする人もいます。 また、「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」と呼ばれることもあります。生物学的な性（身体の性）と性自認（自分で認識している「心の性」）が一致している人もいれば、違和感を持っている人もいます。 平成15(2003)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害者特例法）が制定され、一定の基準のもとに性別の変更も認められるようになりましたが、未成年の子がいないことや性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要	問で最も多かった回答は、「他人を誹謗中傷する<u>投稿のあること</u>」の81.1％でした。 平成13(2001)年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定され、インターネット上で人権侵害が発生した場合にプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利が定められました。<u>また、令和6(2024)年には「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、ＳＮＳや動画共有サイトにおける人権侵害についても規制されることになりました。</u> インターネットの正しい利用の仕方やマナーを身につけ、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法等の理解と普及が求められています。 〔施策の方向性と取組〕 ①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止 インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進するとともに、定期的なモニタリングの実施による人権侵害の早期発見と法務局など関係機関との連携による削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。 ②情報モラルの教育の充実 インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行い、インターネットとの正しい関わり方や氾濫する情報の中から正しい情報を活用できる能力の育成・向上に努めます。 （11）性の多様性（性的指向、性自認等） 〔現状と課題〕 私たちはこれまで、性は「男性」と「女性」だけであり、異性を好きになることが当たり前と認識されていましたが、近年では性の多様性に対する理解も進みつつあり、ＬＧＢＴやＬＧＢＴｓ、ＬＧＢＴＱ＋という言葉を目にする機会も増えました。 また、多様な性の構成要素を表す言葉として、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の英語の頭文字をとって「ＳＯＧＩ」（ソジ又はソギ）という言葉が使われるようになってきました。 「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向いているかを示す概念です。性の指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象が異性でなく、同性や両性を対象とする人もいます。 また、「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」と呼ばれることもあります。生物学的な性（身体の性）と性自認（自分で認識している「心の性」）が一致している人もいれば、違和感を持っている人もいます。 平成15(2003)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害者特例法）が制定され、一定の基準のもとに性別の変更も認められるようになりましたが、<u>適用要件が最高裁で違憲とされるなど、制度を巡る問題も指摘されています。</u>	＊新しい関係法令制定による変更 ＊最高裁の判決を追

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
があり、当事者が望む性に変更することは容易でない状況にあります。 また、一部の自治体では、同姓パートナーシップの関係にあることを証明するなどの動きも広がりつつあります。 多様な性的指向や性自認がある中で、L G B T等の当事者など性的少数者（性的マイノリティ）に対しては、周囲の理解の不足や偏見のため、日常生活の様々な場面において不利益や差別を受けている状況にあることから、性の多様性について正しい理解を深める教育と啓発が求められています。 【施策の方向性と取組】 ①市民に対する取組 L G B T等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを認識し、性の多様性について理解を深めるため、啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施に努めます。 ②学校における取組 性の多様性について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、組織的な支援に取り組みます。 （12）様々な人権課題 ①アイヌの人々 アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など、伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。 これに対し、平成9(1997)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。その後、令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）では、アイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、国の責務等が明確化されました。（「アイヌ施策推進法」の施行に伴い、「アイヌ文化振興法」は廃止。） アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、理解と認識が深まるよう啓発に努めます。 ②北朝鮮当局による拉致問題等 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成23(2011)年4月1日の閣議決定をもって一部変更され、各人権課題に対する取組の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追	また、<u>島根県をはじめとする多くの自治体では、同姓パートナーシップの関係にあることを証明するなどの動きも広がってきており、同性婚を認める判決も次々と出されています。</u> 多様な性的指向や性自認がある中で、L G B T等の当事者など性的少数者（性的マイノリティ）に対しては、周囲の理解の不足や偏見のため、日常生活の様々な場面において不利益や差別を受けている状況にあることから、<u>国でも令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（性的少数者理解増進法）を施行し、性の多様性について正しい理解を深める教育と啓発が推進されています。</u> 【施策の方向性と取組】 ① 市民に対する取組 L G B T等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを認識し、性の多様性について理解を深めるため、啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施に努めます。 ②学校における取組 性の多様性について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、組織的な支援に取り組みます。 （12）様々な人権課題 ①アイヌの人々 アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など、伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。 これに対し、平成9(1997)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。その後、令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）では、アイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、国の責務等が明確化されました。（「アイヌ施策推進法」の施行に伴い、「アイヌ文化振興法」は廃止。） アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、理解と認識が深まるよう啓発に努めます。 ②北朝鮮当局による拉致問題等 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成23(2011)年4月1日の閣議決定をもって一部変更され、各人権課題に対する取組の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加	記 ＊現状に合わせた表現に変更 ＊新しい法律制定により変更

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
加されました。 このことから、北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるということを再認識しなければなりません。 住民の間に広く拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めるため、各種の広報などにより、啓発活動に努めます。 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。 ③プライバシーの保護 プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。 しかし、情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供されるようになり、個人情報の取扱いや管理、プライバシーの侵害に対する不安が高まっています。 市の保有する個人情報については、浜田市個人情報保護条例に従い、個人の権利・利益の保護を図ります。また、市民や事業者に対しては、個人情報の適正な管理や取扱いについて啓発に努めます。 ④迷信等 本市が令和3(2021)年2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、風習や慣習についての考えを問う設問について、「結婚式は『仏滅』の日を避けること」又は「葬式は『友引』の日を避けること」について、「当然のことと思う」又は「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」と回答した方がいずれも過半数を超えており、依然として迷信等に強く捉われていることが伺えます。 「六曜」は、古代中国で使われた占いが日本的に変えられ、江戸時代末期頃から「日の吉凶」を表す迷信になったと言われています。このしくみは非常に単純なもので、先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口という順番を、機械的に配列しただけのもので、全く根拠のない迷信にすぎません。 合理的理由や科学的根拠がなく、世間体を気にする価値判断は、「みんながそうしてきたから」という理由で行う身元調査などの差別行為と心理的につながっており、同和問題の解決の妨げにもなっています。 「六曜」をはじめとする根拠のない迷信等に同調し偏見や差別を助長することがないよう啓発に努めます。 ⑤災害に伴う人権 平成23(2011)年3 月に発生した東日本大震災では、多くの人々が避難生活を余儀なくされ、避難所におけるプライバシーが守られないことや、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など支援を必要とする人々に十分な配慮がなされないことなどの問題がありました。 また、福島第一原子力発電所事故により、被災地からの避難者に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが大きな問題となりました。 大規模地震のほか、毎年のように発生する大型台風や集中豪雨等による自然災害時にお	されました。 このことから、北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるということを再認識しなければなりません。 住民の間に広く拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めるため、各種の広報などにより、啓発活動に努めます。 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。 ③プライバシーの保護 プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。 しかし、情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供されるようになり、個人情報の取扱いや管理、プライバシーの侵害に対する不安が高まっています。 市の保有する個人情報については、<u>「個人情報の保護に関する法律」に基づき浜田市個人情報保護条例</u>に従い、個人の権利・利益の保護を図ります。また、市民や事業者に対しては、個人情報の適正な管理や取扱いについて啓発に努めます。 ④迷信等 本市が<u>令和7(2025)年2月</u>に実施した人権問題に関する市民意識調査で、風習や慣習についての考えを問う設問について、「結婚式は『大安』がよいと考えること」または「葬式は『友引』の日を避けること」について、<u>「当然のことと思う」と回答した方がそれぞれ39.1%と36.0%おり、依然として「六曜」を重視する方が一定数おられることがわかります。</u> 「六曜」は、古代中国で使われた占いが日本的に変えられ、江戸時代末期頃から「日の吉凶」を表す迷信になったと言われています。このしくみは非常に単純なもので、先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口という順番を、機械的に配列しただけのもので、全く根拠のない迷信にすぎません。 合理的理由や科学的根拠がなく、世間体を気にする価値判断は、「みんながそうしてきたから」という理由で行う身元調査などの差別行為と心理的につながっており、同和問題の解決の妨げにもなっています。 「六曜」をはじめとする根拠のない迷信等に同調し偏見や差別を助長することがないよう啓発に努めます。 ⑤災害に伴う人権 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、多くの人々が避難生活を余儀なくされ、避難所におけるプライバシーが守られないことや、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など支援を必要とする人々に十分な配慮がなされないことなどの問題がありました。 また、福島第一原子力発電所事故により、被災地からの避難者に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが大きな問題となりました。 大規模地震のほか、毎年のように発生する大型台風や集中豪雨等による自然災害時にお	*根拠法律が変更 *最新の市民意識調査の結果を記載 *市以外の運営でも人権に配慮するよう文言の修正

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
いて、人権に配慮した被災者支援や避難所運営に努めます。 ⑥自死遺族 自死はその多くが追い込まれた末の死であるにもかかわらず、自死した人やその遺族に対する根強い偏見や差別意識があり、遺族の心情に配慮のない言動により自死遺族が二次被害に苦しめられることも少なくありません。 平成18(2006)年6 月には「自殺対策基本法」が施行され、自死遺族へ適切な支援を行うために必要な施策を講ずることが定められ、本市では平成31(2019)年3 月に「浜田市自死対策総合計画」を策定しました。自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応ができるよう周知啓発に努めます。 また、遺族の心情に寄り添った言葉として、本市では「自殺」を「自死」と言い換えて使用しています。 ⑦その他の人権問題 その他この計画に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。	いて、<u>人権に配慮した被災者支援や避難所運営がなされるよう努めます。</u> ⑥自死遺族 自死はその多くが追い込まれた末の死であるにもかかわらず、自死した人やその遺族に対する根強い偏見や差別意識があり、遺族の心情に配慮のない言動により自死遺族が二次被害に苦しめられることも少なくありません。 平成18(2006)年6 月には「自殺対策基本法」が施行され、自死遺族へ適切な支援を行うために必要な施策を講ずることが定められ、本市では平成31(2019)年3 月に「浜田市自死対策総合計画」を策定し、<u>令和5年3月には「第2次浜田市自死対策計画」(令和5年度～令和9年度)を策定しました。</u>自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応ができるよう周知啓発に努めます。 また、遺族の心情に寄り添った言葉として、本市では「自殺」を「自死」と言い換えて使用しています。 ⑦その他の人権問題について その他この計画に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。	* 第２次計画策定により変更 条例の制定に伴う文言の変更

第Ⅲ章 施策の推進

１ 推進体制

この計画に基づいて、市政全般にわたり人権尊重の視点で施策が遂行されるよう、人権同和教育啓発センターを中心に、関係部課と緊密な連携を図りながら全庁体制で取組を進めます。

また、関係機関や市民団体等で構成する「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」及び「各地域人権・同和教育推進協議会」とも連携しながら、実行性のある人権教育・啓発を推進します。

２ 推進状況の調査・検討等

この計画の実行性を高めるため、各分野の取組状況について調査・検討を行うとともに、計画の見直しを行う際には「意識調査」を実施し、進捗状況や成果の把握に努めます。

第Ⅲ章 施策の推進

１ 推進体制

この計画に基づいて、市政全般にわたり人権尊重の視点で施策が遂行されるよう、人権同和教育啓発センターを中心に、関係部課と緊密な連携を図りながら全庁体制で取組を進めます。

また、関係機関や市民団体等で構成する「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」及び「各地域人権・同和教育推進協議会」とも連携しながら、実行性のある人権教育・啓発を推進します。

２ 推進状況の調査・検討等浜田市人権尊重推進委員会の設置

この計画の実行性を高めるため、計画の策定にあたっては15人以内の委員で構成する浜田市人権尊重推進委員会に諮問し、同委員会による調査審議を経て策定します。

そして、同委員会に毎年度の各分野の取組状況について報告し、この計画の推進についての評価及び検証を受けることとします。~~調査・検討を行うとともに、計画の見直しを行う際には「意識調査」を実施し、進捗状況や成果の把握に努めます。~~